

【用途廃止及び払下げフロー:無償】

新城市役所土木課

【問合せ先】

- ・土木課
 - ・鳳来地域課
 - ・作手地域課
-

事前相談

用途廃止及び払下げ申請について事前相談を行ってください。
(土木課管理係・鳳来地域課・作手地域課のいずれでも受け付けます)
※概算であれば、申請地の単価を財政課にて算出できます。
単価に関する質問は財政課資産管理室へお願いします。

用途廃止及び払下げ申請書の提出

用途廃止及び払下げ申請書を市へ提出し、用途廃止及び払下げの可否の決裁を行います。

表題登記
(分筆登記)

赤道・青線等の無地番地の払下げの場合には表題登記を行います。
有地番の場合は分筆登記を行います。

所有権保存登記
(地目変更登記)

表題登記を行った後に所有権保存登記を行います。分筆登記の場合、必要であれば地目変更登記を行います。

登録免許税算出

所有権移転登記に必要な登録免許税を算出します。

契約締結

土地譲与契約を行います。(申請者に来庁していただきます)

所有権移転登記

市から申請者への所有権移転登記を行う。

書類お渡し

登記識別情報通知書、払下げ申請書の返却分、土地譲与契約書の申請者分、登記識別情報の案内文等をお渡しする。
(申請者に来庁していただきます)

【用途廃止及び払下げフロー:有償】

新城市役所土木課

【問合せ先】

- ・土木課
- ・鳳来地域課
- ・作手地域課

事前相談

用途廃止及び払下げ申請について事前相談を行ってください。
(土木課管理係・鳳来地域課・作手地域課のいずれでも受け付けます)

※概算であれば、申請地の単価を財政課にて算出できます。
単価に関する質問は財政課資産管理室へお願いします。

- ・土木課

用途廃止及び払下げ申請書の提出

用途廃止及び払下げ申請書を市へ提出し、用途廃止及び払下げの可否の決裁を行います。

- ・土木課

表題登記
(分筆登記)

赤道・青線等の無地番地の払下げの場合には表題登記を行います。
有地番の場合は分筆登記を行います。

- ・土木課

所有権保存登記
(地目変更登記)

表題登記を行った後に所有権保存登記を行います。分筆登記の場合、必要であれば地目変更登記を行います。

- ・財政課
資産管理室

売買価格算出
登録免許税算出

売買価格を算出します。
また、所有権移転登記に必要な登録免許税を算出します。

- ・財政課
資産管理室

契約締結

土地売買契約を行います。(申請者に来庁していただきます)

- ・財政課
資産管理室

売買金額振込

申請者の方に売買金額の振込をしていただきます。振込の確認ができ次第、所有権移転登記に移ります。

- ・財政課
資産管理室

所有権移転登記

市から申請者への所有権移転登記を行います。

- ・財政課
資産管理室

書類お渡し

登記識別情報通知書、払下げ申請書の返却分、土地譲与契約書の申請者分、登記識別情報の案内文等をお渡します。
(申請者に来庁していただきます)